

## 吉野サッカークラブ会則

<b>《名称》</b>	第1条	本クラブは「吉野サッカークラブ」と称す。
<b>《目的》</b>	第2条	本クラブは、スポーツの正しい理解に基づき、サッカーを通じて子供の能力に応じた技術・体力及び健全な精神の育成と人格形成を図り、地域スポーツの振興に寄与することを目的とする。
<b>《活動》</b>	第3条	本クラブは前条の目的を達成するため次の活動を行う。 (1)心の教育(優しさ、思いやり、協調性等)をサッカーを通じ子供たちの成長に必要な教育をする。 (2)サッカー技術向上の為の練習、及び講習会 (3)親子親睦サッカー大会の開催 (4)各競技会に対する積極的な参加 (5)関係各連盟へ積極的な協力 (6)その他前条の目的達成のために必要な活動
<b>《入会》</b>	第4条	入会に関する事項は次のとおりに定める。 (1)本クラブに入会するものは、スポーツを行うに適した健康状態であり、親権者の許可を受けたものでなければならない。 (2)本クラブに入会を希望するものは、別に定める様式にて入会書類を作成、提出する。
<b>《休会》</b>	第5条	休会に関する事項は次のとおりに定める。 (1)休会については、1ヶ月単位で全休する場合とし、休会しようとする月の前月末日までに連絡をする。(休会届の提出) (2)休会の有効期間は1年とする。 (3)休会開始月から3ヶ月間は月会費・手数料はかからない。 (4)休会開始4ヶ月目から休会手数料を納める。
<b>《退会》</b>	第6条	退会に関する事項は次のとおりに定める。 (1)本クラブを退会するものは、退会しようとする月の末日までに連絡をする。(退会届の提出) (2)本クラブの体面を著しく傷つけた時、休会期間が1年を過ぎた時は、役員会で相談の上、退会を勧告することがある。
<b>《会員》</b>	第7条	本クラブ会員は、各活動に優先的に参加することができる。
<b>《役員》</b>	第8条 第9条	本クラブ会員は、別に定める様式により会費の納入をしなければならない。 本クラブは第2条の目的を達成するため以下の役員及び監査を置く。 (1)代表 1名 (2)運営委員 2名以上 (3)会計 1名 (4)学年代表 各学年数名 (5)監査 1名
<b>《役員の選出》</b>	第10条	前条に定める役員は全て保護者総会にて選任する。
<b>《役員の任期》</b>	第11条	役員の任期は2年とし、再任の時は保護者総会にて承認を得る。
<b>《会議》</b>	第12条	会議に関する事項を次のとおりに定める。 (1)本クラブの会議は総会及び役員会の2種とし、総会は通常総会及び臨時総会とする。 (2)会議の構成は次のとおりとする。 ・総会は会員の保護者をもって構成する。 ・役員会は役員をもって構成する。 (3)会議の権能は次のとおりとする。 ・総会は以下の事項について議決する。 ①会則の変更 ②解散 ③合併 ④役員および監査の選任と解任 ⑤活動計画および予算の承認 ⑥活動報告および会計報告 ⑦その他本クラブの活動に関する重要な事項 ・役員会は以下の事項について議決する。 ①総会に付すべき事項 ②総会の議決した事項の執行に関する事項 ③その他本クラブの運営に関する必要な事項 (4)開催及び招集は次のとおりとする。 ①総会は毎年1回開催する。 ②臨時総会は次の項目に該当する場合に開催する。 ・役員会が必要と認め、招集請求したとき。 ・総会員数の3分の1以上から招集の請求があったとき。 ・第14条第3項の規定により監査からの請求があったとき。 ③役員会は次の項目に該当する場合に開催する。 ・代表が必要と認めたととき。 ・第14条第4項の規定により監査からの請求があったとき。
		(5)議決及び定足数は次のとおりとする。 ①総会は会員総数の3分の2以上(委任状含む)の参加にて開催できる。 ②総会における議事は出席構成員の過半数をもって決する。 ③役員会は代表者を含む3名以上の参加にて開催できる。 ④役員会における議事は出席構成員の全会一致により決する。

<b>《役員の職務》</b>	第13条	各役員の職務は次のとおりとする。 (1)運営委員の職務 ①活動場所の確保及び管理 ②各会員への書面による連絡事項の配布 ③その他本クラブの運営に必要な業務 (2)会計の職務 ①本クラブの一切の会計業務 ②毎事業年度終了後1ヶ月以内に、会計報告書を作成し、監査への監査を求める。 (3)学年代表の職務 ①各学年の活動日程・指導内容について指導員(コーチ)への確認及び連絡 ②各学年の活動が円滑に行えるよう保護者の協力を呼びかける
----------------	------	---

<b>《監査の職務》</b>	第14条	監査の職務は次のとおりとする。 (1)役員の業務執行の状況を監査する。 (2)本クラブの会計及び会務の状況を監査し、定時総会にて報告する。 (3)監査の結果、会計に関する不正行為又は法令や会則に違反する重大な事実があれば 総会を召集の上報告すること。 (4)役員の業務執行状況または本クラブ会計状況について、役員に意見を述べ、若しくは役員会の招集を請求する。
----------------	------	---

<b>《事故の責任》</b>	第15条	活動中の事故に関する事項は次のとおりに定める。 (1)本クラブ会員は活動中に生じた盗難、傷害等の事故について本クラブ及び指導者に対して、一切の損害賠償を請求しないものとする。 (2)本クラブ会員は万一の事故の場合には、スポーツ安全協会傷害保険の適用範囲内で補償を受けることができる。
----------------	------	---

<b>《協力》</b>	第16条	本クラブの運営の円滑化を図るため、必要な業務の一部についてNPO法人セントフットサッカークラブに協力を求めることとする。
<b>《施行》</b>	第17条	本会則は、平成26年4月1日より施行される。
<b>《附則》</b>	第18条	吉野サッカークラブ事務局を次の場所に置く。 さいたま市緑区道祖土1-26-5-201 NPO法人セントフットサッカークラブ埼玉支部

## 個人情報およびプライバシー保護方針

特定非営利活動法人セントフットサッカークラブ(以下「当クラブ」といいます)は、支援、協力しているクラブ会員皆様(以下「会員」といいます)の個人情報の重要性を深く認識し、個人情報を適正に取り扱い、保護するために細心の注意を払っています。

- 個人情報の利用目的  
当クラブは会員の個人情報(入会申込書記載事項等)を、以下の目的に利用いたします。  
(1)事業実施に関する会員との契約の履行のため  
(2)電話、FAX、電子メール、郵便等による情報提供、各種ご案内、代金の口座引き落とし等、継続的なお取引における管理およびこれに伴う各種ご案内の送付、連絡のため  
(3)事業内容変更、事故等の緊急を要する連絡のため  
(4)保険会社(保険代理店を含む)への保険金請求等、各種手続きに関わる当クラブの事務処理のため  
(5)各種お取引解約後の事後管理のため

- 個人情報の安全管理  
当クラブは、以下の方法により会員からお預かりした個人情報を適切かつ慎重に管理し、漏洩、改ざん、紛失等がないよう努めます。  
(1)個人情報を安全に管理するためのセキュリティの確保・向上  
(2)関連する法令その他の規範を遵守し、かつ環境の変化に合わせた、個人情報およびプライバシー保護の取り組みの継続的な改善、向上  
(3)個人情報およびプライバシー保護のための従業員への教育の徹底

- 個人情報の第三者への提供  
当クラブは以下のとおり、会員の個人情報を第三者に提供する場合があります。会員からの同意をいただいた場合および法令に基づき司法機関、行政機関から法的義務を伴う要請を受けた場合を除き、個人情報を第三者に開示、提供することはありません。  
(1)(財)日本サッカー協会等関係諸機関への各種登録手続きのため  
(2)浜銀ファイナンス(株)への口座引き落とし手続きのため  
(3)スポーツ安全保険関連企業への保険金請求、保険加入手続きのため  
(4)(有)セントフットへの指導をする上での必要情報入力のため

- 写真・映像等の利用  
当クラブの活動に関わる写真および映像、記録をプロモーション活動のため、当クラブ関連ホームページや募集告知の媒体等に掲載する場合がございます。

- 問い合わせ  
開示請求等、個人情報に関するお問い合わせは、クラブ事務局までお願いいたします。 『NPO法人セントフットサッカークラブ事務局』  
TEL:045-383-7500  
FAX:045-383-7509